

商工委員会議録 第十七号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君
 理事 阿左美廣治君 理事内田 常雄君
 理事笹本 一雄君 理事島村 一郎君
 理事長谷川四郎君 理事加藤 清二君
 理事松平 忠久君

川野 芳満君 菅 太郎君
 神田 博君 齋藤 憲三君
 櫻内 義雄君 首藤 新八君
 福田 篤泰君 村上 勇君
 横井 太郎君 佐竹 新市君
 志村 茂治君 田中 武夫君
 多賀谷眞稔君 帆足 計君
 水谷長三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員

通商産業 白濱 仁吉君
 政務次官 松尾泰一郎君
 通商産業事務官(通商局長) 岩武 照彦君
 (重工業局長) 川上 爲治君
 中小企業庁長官

委員外の出席者
 大蔵事務官(大臣 稲益 繁君
 官房財務調査官) 通商産業事務官(中小企業 今井 善衛君
 庁振興部長) 専門員 越田 清七君

三月十二日

委員神田博君、八木昇君及び山口シ
 ツエ君辞任につき、その補欠として

小林郁君、上林與市郎君及び多賀谷
 眞稔君が議長の指名で委員に選任さ
 れた。

同日
 委員小林郁君辞任につき、その補欠
 として神田博君が議長の指名で委員
 に選任された。

同日
 委員横井太郎君辞任につき、その補
 欠として薩摩雄次君が議長の指名で
 委員に選任された。

同日
 委員薩摩雄次君辞任につき、その補
 欠として横井太郎君が議長の指名で
 委員に選任された。

本日の会議に付した案件
 日本貿易振興会法案(内閣提出第八
 八号)

中小企業信用保険公庫法案(内閣提
 出第一〇一号)
 中小企業信用保険公庫法の施行に伴
 う関係法律の整理等に関する法律案
 (内閣提出第一一七号)

○小平委員長 これより会議を開きま
 す。

まず中小企業信用保険公庫法案、中
 小企業信用保険公庫法の施行に伴う関
 係法律の整理等に関する法律案、以上
 両案を一括議題とし、審査を進めます。
 質疑に入ります。内田常雄君。

○内田委員 私は、ただいま当委員会
 に付託をされておりますところの中小

企業信用保険公庫法並びにこれに関連
 する諸般の法律の整理に関する法律案
 につきまして、若干の質問を行わんと
 するものであります。

この法律案の趣旨とするところは、
 先般の通商産業大臣の御説明にもあり
 ましたように、中小企業金融の円滑化
 をはかるために、信用保険制度を整備
 拡充する、こういう趣旨でございま
 す。このことは、当委員会におきまし
 て、しばしば決議をいたしまして、
 政府を奮励したところであります、

それが、今回このような形の法律案と
 なりまして提出されましたことは、政
 府の政策として、敬意を表し、また賛
 意を表するものであります。その点に
 関しましては、私も与党委員といた
 しまして、賛成をするものでありま
 すけれども、この機構並びにこの機構
 に関連する政府の考え方につきまし
 て、ただしておかなければならない点
 があるのであります。第一に、今度

であります信用保険公庫というものは、
 従来ありました信用保険特別会計とい
 うものを発展的に解消して、新しい公
 庫として、これに政府が八十五億円の
 新しい資金を投入して出資するもので
 ありますけれども、従来の政府の考え
 方によりまして、この公庫を出発させ
 るに当りましては、相当の基金をこれ
 に投入する必要があるというので、
 二百億円くらいの資金を投入するとい
 う構想もあつたように思いますが、今

度の予算案によりまして、基金として
 六十五億円、また信用保証協会に対す

る貸出資金として二十億円、合せて八
 十五億円ということでありまして、従
 来の通商産業省の構想よりも、基金の
 面、資金の面において、後退をしてい
 るように思われますが、これはいか
 なる経緯によるものであるか。また、
 この八十五億の新規資金の投入をもつ
 て、ここにおいて中小企業信用補完制度
 の整備拡充に十分であるかどうかとい
 うことについて、御意見を求めます。

○川上政府委員 私どもの方としまし
 ては、最初この公庫につきましては、
 少くとも二百億くらいの基金をもって
 やつた方が適當ではないかと考えまし
 て、いろいろ政府内部において、予算
 の折衝をいたしたのでありますけれど
 も、今、内田先生がお話しになりました
 たように、政府としましては、従来の
 特別会計に八十五億プラスして出す。
 そういたしますと大体百七億程度とい
 うことになるわけでございます。百七
 億程度の基金をもって、果して十分こ
 の信用保証の協会なり、あるいはその
 保険の評価ということができるかどう
 かという問題がございますが、これは
 私どもの方としては、必ずしも十分と
 は考えておりません。しかし、いろいろ
 の予算の話し合いをする間に、一応財
 政の關係から、八十五億程度出すとい
 うことになったわけでございますので、
 私どもとしましては、これを最大限に
 活用して、そしてその保証業務の拡大
 なり、その保証料率の引き下げなり、
 保険の料率の引き下げなり、あるいは
 保険業務の拡大なり、そういうことに

極力努めたいと考えておるわけでござ
 います。

○内田委員 しかれば、今回の八十五
 億円では、必ずしも十分ではない。こ
 とに、この八十五億円は、このうち二
 十億円は信用保証協会に対する貸付に
 向うのでありまして、この保険公庫の
 基金としては六十五億円と、それから
 特別会計から引き受けること二十
 数億円のものということになりますの
 で、私は必ずしも十分でないと思いま
 す。これは今後も状況によりまして、
 また政府の財政の都合によりまして、
 次第にさらにこれを十分な程度に達す
 るまで充実をして参る、そして、よっ
 てもって信用保証協会に対する貸付の
 増額とか、あるいはまた保険料率の一
 そうの低減とかいうことをやらねばな
 らない。また政府としてもやられるつ
 もりである、かように解してよろしゅ
 うございますか。

○川上政府委員 私の方としましては、
 最初二百億程度に考えましたその構
 想につきましては、現在の保証料率が全
 国平均二分三厘程度でございますが、
 これを少くとも三厘くらいは引き下げ
 たい。また保険の料率につきましても
 もっと引き下げたいという考えを持っ
 ていたのですが、今回の八十五億の政
 府出資によりまして、大体保証料率
 は、一割程度しか引き下げることがで
 きないのじゃないかと考えます。これ
 では今後の保証業務として、非常に大
 きな仕事をすることには、非常に大
 なか参らぬのじゃないかと考えますの

で、今後におきましては、私も、さらに基金の増額について、あらゆる努力を払いたいと考えております。

○内田委員 その点については、われわれも今後大いに政府を頼頼して、一その資金の充実を行われんことを期待いたしておるものであります。

次に、私は、今度の公庫の設立に關しまして、一番政府にお考え願いたいことは、今度の信用保険公庫というものは、いわば三階建の建物の三階であります。保険公庫そのものが、中小企業者に金を貸し出すのではないのでありまして、いかに保険公庫や保険制度を整備いたしましたも、そのことだけによりまして、中小企業者に対する金融の円滑が期せられるものではないわけでありまして、従って、これは、このことと並びまして、中小企業に対する貸付資金の充実ということも、一般の民間金融機関の面におきまして、また中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫などの政府関係金融機関の面におきまして、充実をしなければ、この制度の運営は完璧を期せられないということも政府は銘記して、今後対策の遺憾なきを期していただきたいのであります。そこで、かりに今度保険公庫を設立いたしましたして、保険料率を引き下げるといふことにいたしますと、その効果は、中小企業者によりやう影響を及ぼすのか。それによつて、中小企業者は一体どんな程度に金を借りやすくなるのか。政府は、この公庫の設立によつて、一番何をねらわれておるのかということも、御説明願いたしたいと思います。

○川上政府委員 今回の制度によりまして、一番問題になりますのは、保証

協会に對しまして、従来政府としましては、十億程度の貸付をいたしてありますが、今回三十三年度におきましては、さらに二十億ということにいたしますと、現在大体保証協会の保証額が九百五十億程度になっておりますので、それが少くとも来年度におきましては、千三百億程度までふえるのじやないかというふうに、私の方は考えておるわけでございます。そういう点からいたしまして相対的の保証額がふえていく。すなわち、中小企業者の方が、金融機関の方から金がそれだけ借りやすくなるというふうなことになるのじやないかということが一つござります。

それから、もう一つ大きな問題として、今度の措置によりまして、包括保険制度というものを、拡充したというふうにお考えしております。従来は、保証協会の保証額が、中小企業者にも普通保証協会の保証額に比べて、小口保証協会の保証額に比べて、また融資保証というものもありませんし、また融資保証というものもありませんし、その融資保証につきましても、金融制度調査会におきましても問題になりましたように、いろいろ欠点もござりますので、私もとしましては、融資保証をだんだんやめていく。そのかわりに包括保証の方を相当拡充していくというふうなことは、御承知の通り、逆算額というものを全然許さないというふうなやり方でございますので、その結果保証額が非常にふえてくるのではないかと、いふふうにお考えます。また金融機関の方におきましても、保証協会に對しまして非常に信頼する、政府の方で全面的

に保証をつけておるわけでありまして、従って、金融機関の方でも相当信用するということになります。金利も下るし、同時に、保証額も非常にふえるというふうなことになるので、中小企業の方からいいますと、非常に金融機関の方から金を借りやすくなるというふうな結果になってくるのじやないかというふうにお考えおるわけでございます。なお、保険の基金をふやしました結果、そのために、保険料率も相当下つて参りますので、そういう点からいいますと、中小企業者にとつては、非常に大きな効果があるのじやないかというふうにお考えおるわけでございます。

○内田委員 今度の保証協会の一番の問題点は、その点にあるのであります。今度の法律で一番ねらつておるのは、全国五十二の信用保証協会の行う信用保証に対する保険、すなわち保証協会の充実していくということであり、融界におきまして、一番問題になっておる三階建の、今度の法律でねらつておる保証協会の保証能力が足りない、そのために、中小企業者が金融機関から金を借ります場合に、保証協会に行つて保証してもらおうと思つても、この保証協会の保証能力がつかつて、保証を得られない、こういうことにあるのであります。今度の公庫の設立によりまして、いかに三階建の部分をつりばにいたしまして、その下の二階建の部分の、信用保証協会というものの保証能力が拡充されていなければ、一

階建であるところの中小企業金融機関と中小企業者との関係は、ほとんど改善されたいというところに問題があると思つて、従つて、ここで政府が八十五億円の資金をこの制度のために授じます以上は、今御説明がありましたように、また私が理解しておりますように、保証協会の保証能力の拡充基金として回す分はわずかに二十億円で、あの六十五億円を公庫の基金にするといふことでありまして、むしろ、この八十五億円の大部分を保証協会に對する貸付にして、よつても保証協会の保証能力を拡充すること、これが、私は第一義的に大切なことではなからうかと思つて、そうしなければ、保証協会の保証を容易ならしめると申しましたが、また保証料率を安くいたしましたも、保証協会の保証能力というものは拡充しませんが、中小企業者は、保証協会に行つても、相變らず保証を断られるものが多い、こういうことになるわけでありまして、従つて、全国五十二の保証協会をもつて構成されておる全国信用保証協会連合会などの一部の考え方でも、この八十五億のうち、二十億円しか保証協会には回さないというふうな政府の考え方を改めて、むしろ大部分か全部を保証協会に回してくれた方が、中小企業者は助かるのだ、こういう意見もありまして、この点について、いかにお考えでありましようか、お尋ねをいたします。

○川上政府委員 これは、今、内田先生がお話しになりましたように、三十億程度度々なく、もつと八十五億の中を取りくずして、この保証協会の基金に充てるべきじやないか、その方が

保証の額をふやすためにも、はるかに効果があるのじやないか、その点は、私も同感でございます。しかし、これは先生も御承知の通り、この六十五億につきましては、一応たな上げをするという方針になっておりますので、私も同感でございます。差しあたり一般會計から出しますものと、それから三十二年度に出しました十億とを合せまして、政府の貸付ということにいたしまして、差しあたりの手段として、保証協会に對しましては、三十三年度三十億出したいというふうにお考えおるわけでございます。私も最初、の氣持として、少くとも八十五億のうちで、半分程度はこの保証協会の基金に充てた方がよくはないかという氣持も持つておりましたが、政府の全体の方針として、六十五億はたな上げということになりましたので、お説はまことに思つておりましたので、お説も、そういうことになっておりましたので、本年度はやむを得ないのじやないかというふうにお考えするのであります。

○内田委員 私の考え方を、中小企業庁長官もお認めになったようでありまして、今後の問題としては、信用保険公庫の育成ということも、もちろん大切でありますけれども、それとあわせて、信用保証協会の育成、保証能力の充実ということが一番肝心なことであるということも、今後十分御認識をいたしたいと思います。

ります。将来の政策としては、この全
国五十二の信用保証協会というものを、
保険公庫の機構に直接結びつけて、信
用保証保険ではないに、信用保証その
ものを政府の規模の中に取り入れてい
くようなことを考える必要がありはし
ないかとも思いますが、その点につい
ては、今後の問題であるけれども、ど
ういうようなお考えをお持ちでありま
しょうか。

○川上政府委員 お話の趣旨は、おそ
らく今度で済みます公庫と、それから地
方の保証協会を合併して、支所的な性
格に持っていった方がよいかは、いか
か、この問題については、私どもも
いろいろ研究をいたしたのでござい
ますけれども、やはり現在の保証協会
の内容を見ますと、その基金につきま
しては、ほとんど全部地方の県とか、
府とか、あるいは市とか、そうした方
面から金が出されているということ、
あるいはまた今後におきましても、県
なり、市なり、府なり、そうした方面
から、やはり相当その金を出してもら
わなければならぬというようなこと
も考えますと、すぐこれを合併して、
そして公庫の支所みたいな性格にする
というようなことが、果していいかど
うかという点については、相当の疑問
があると考えられますので、今のところ
では、私の方としては、今後支所に
するとか、合併するとか、そういうよ
うな考えは、全然持っておりません。
この点については、もっと研究して、
将来の状況を見て措置をとるべきでは
ないかというふうにご考えているわけ
であります。

今すぐに、今度で済む信用保証公庫
と、全国に存在する五十二の信用保証
協会とを合併して、これを保険公庫の
支所的なものにするがいいということ
でもございせんが、いずれにしまし
ても、御承知のように、全国五十二の
信用保証協会というものは、その能力
また資力が非常に隔絶をいたしてあり
ます。非常にりっぱな、充実した保証
協会もあれば、非常に貧弱で、中小企
業の信用補完をする機関としては、は
なはだ憂うべきような状態のものもあ
りますので、これを放置しておいて、
その上に乗る信用保証公庫というもの
をいかにりっぱなものに仕上げまし
て、それでは頭でっかちになるだけで、
何もならないのではないかと、このこ
を憂えるものでありますから、政府は
この次の段階としては——今度の信用
保証公庫の構想、まことにけっこうで
ありますけれども、次には、全国の信
用保証協会というものを、何らかの形
において充実して、著しい能力の較差
もなく、その機能を果せるようなこと
を、考えていくべきであるということ
を申し上げたわけでありました。これは
なかなかむずかしい問題であります。
な、各信用保証協会には、それぞれの
沿革もあり、また出資、資金構成など
も違ひがありまして、むずかしい問題
でありますけれども、次の段階として
は、ぜひこれを取り上げていただきたい
です。私が三階建と言いましたのは、一
階建の面は、中小企業に金を貸す中小
企業金融機関で、その上に二階建とし
て信用保証協会が乗っているものであり
ます。その上に三階建として、今度の
信用保証公庫ができたわけでありませ
うから、上だけしっかりしても、これは

頭でっかちで、すぐひっくり返りま
す。大切なことは、まず、直接中小企
業者に金を貸すところの中小企業金融
機関というものを、資金の充実とか運
営の改善とかいうことで、まず一階建
をしっかりとって、その上の信用保証協
会というものをりっぱなものにして、
さらにその上に三階建というものが乗
るものであるということも、十分認識
してかからなければ、政府やわれわれ
がひとりよがり、今度の信用保証公
庫というものは、中小企業の信用補完
制度としてりっぱなものだと言ってみ
ましても、御利益は、現実面において
中小企業者にほとんどない、こういう
ことになっては、何にもならないとい
うことを心配いたしておりました。こ
こに意見を申し述べたわけでありま
す。

その次に、長官からお話がありまし
た、今度の信用保証公庫ができました
と、大体やることは、信用保証協会に
対する貸付業務と、それから信用保証
業務、この二つがあるわけでありまし
て、貸付の方は、さしあたり来年度は
二十億、今年度の十億と合せて三十億
ということでありましたけれども、信用
保証の方のやり方を、従来の保険特別
会計でやっておりますこと、かな
り趣きを変えて、融資保険の方では
るだけこれを狭めていく、そして保険
の重点を保証保険の方に置いていく。
しかも、この保証保険の方では、従来
の普通保証保険という制度をだんだん
狭めて、包括保証保険というものに重
点を置く、こういう御趣旨のようであ
りますけれども、これはどういうふう
な結果になるのか。いきなりここで融
資保険を狭めてしまつて、保証保険に

重点を置いて、それでスムーズにいく
のか。また保証保険においても、普通
保証保険を第二義的なものにして、包
括保証保険というものに重点を置くこ
うやり方で、どういう効果を考えて
おるのか。これは一番大切な点であ
りますから、その点につきまして、も
う少し具体的に御説明を願いたいと思
います。

○川上政府委員 まず保証の問題につ
きましては、中小企業の中でも、少く
とも中以下に私どもの方としましては
重点を置いていくべきじゃないかとい
うように考えるわけでありました。従来
の保証制度を見ますと、融資保険につ
いては、五十万円以上の貸付の方が、
はるかにその額が大きい。五十万円以
下については、どちらかというと、全
体の一部にすぎない。従いまして、融
資保険についても、今後におきまして
は、なるべくこれをやめて、むしろ保
証保険という、主として中以下の中小
企業者に対して、金融の便をはか
るような措置を強化していくべきじゃ
ないかというように、基本的には私ど
もは考えるわけでありました。しかも、
そのうちで、たとえば五十万円以下の
小口の問題、これがやはり私どもの方
としましては、一番重要な問題ではな
いかというふうにご考えますので、こ
れは金融制度調査会におきまして、い
ろいろ検討されまして、その方がはる
かにベターである、そうやるべきであ
るといふふうにご結論づけられました。
私どもの方としましては、包括保証保
険というものに重点を置くべきじゃな
いか。それから、中小企業者のうち
にその効果が上ってくるのじゃないか

というふうにご、私どもは考えましたの
で、今回の措置におきましても、全体
の資金のワクをきめるについても、や
はり包括保証保険の方に、はるかに大
きなワクをつけてやる。あるいは保険
の料率につきましても、従来一分四厘
六毛というものを、二十万円以下につ
いては七厘にするとか、あるいは二十
万円から五十万円までのものは九厘に
するといふふうにご、非常に低率な保
料率にいたしましたわけでありまして、
それは、とりもなおさず、この保証協
会がやっております主として中以下の
中小企業者に対する金融の便を、極力
めんどろを見たいといふふうにご
考えまして、そういう意味からこうい
う制度にいたしましたわけですが、私ども
の方としましては、この包括保証保険
を全面的に活用することによりまし
て、中小企業者の保証協会を通しまし
て、金融の便がはるかに大きくなつて
いくのじゃないかというふうにも考えま
す。先ほど申し上げましたように、
包括保証というものは、言いかえれば、
金融機関の方が、保証協会の保証に対
して、非常に信用を持つということ
にもなりますので、金利も下つてく
るといふような効果もございまして、
私どもの方としましては、そういう意
味合ひから、包括保証制度につきま
しては、非常に中小企業者のために大
きな役割を果すのじゃないかという
ふうにご考えておるわけでありませ
う。

○内田委員 今のお話にもありまし
たように、金融機関の貸付を保証する融
資保険というものをだんだん狭めて、
五十万円以下のものについては、信用
保証協会の保証を保証するという保証
保険に移してくるということは、一つ

の構想としては、私はいいと思いが、ただ、これは、金融機関の方から、当委員会などに対して、陳情や申し入れがありまして、今、融資保険の方をわかに狭めてしまつても、保証協会の能力がわかに上つてきているわけでもないから、従つて、一般の中小企業者は、かえつて金が借りにくくなりかねぬか。金融機関に行つて融資保険がつけられないものを、今度は保証協会に行つて保証をしてもらおうと思ひますが、先ほどもお認めのように、今度の公庫法によつて、個々の保証協会の保証能力がわかに高まるわけではないので、保証協会の方が、今までの金融機関に対する融資保険の分を吸収して余りあるほど、にわかに能力ができていないのじゃないか。結局、中小企業者が不便となるであらうから、今しばらく、暫定的には融資保険というものを、従来通り便宜認めていってほしい、こういう要望もあるわけでありまして、これについては、いかにお考えでありますか。

○川上政府委員 融資保険を、全面的に三十三年度からやめるといふことはございませぬ。そのうち五十万円以上のものでございましては、やはり当分の間は残して置く。しかも、そのワタつきましても、百億程度残しておくといふことでもございませぬ。そこで、その百億という金額が、小さくないかという問題であります。三十一年度の実績を見ますと、五十万円以上の高額は、百四十五億といふことになつております。そうしますと、この公庫は、七月から出発するといふことにもなりますので、従つて、その割でいきますと、百三十億ぐらいあれば、三十一年

度並みのことは、五十万円以上についてはできるということになりまして、大体百億程度でよろしいのではないだろうかといふふうな考へるわけでございます。それから、もう一つ、五十万円以下については、今回はこれをやめるといふことにいたしましたわけですが、五十万円以下の三十一年度の総額は、全体で三十億程度でございます。これは融資保険の全体の四分の一程度、あるいは五分の一程度といふことになつてくるわけでございます。非常に小さい。しかも、大体融資保険は、先ほど申し上げましたように、五十万円以上のものはるかに多い。従つて、五十万円以下のもので、保証協会の保証の方がはるかに大きい。たとえば、三十一年度のものを比較いたしますと、先ほど申し上げましたように、融資保険については三十億程度、ところが保証関係の方面におきましては三百六十七億といふ、はるかに大きな数字になつておりますので、五十万円以下のものを廃止いたしました。ただいまの包括保証保険の方へ切りかえていきました。別に支障はないのではないかと、別に考へておるわけでございます。

○内田委員 その点は、一応わかりました。ただ、融資保険の方は、今回は関係法律の方に現われておりますが、保証のてん補率を、従来よりも著しく引き下げておるよう、五十万円以上のものを残したと言ひますけれども、実際は融資保険をかくくくして、また保証率の方は、融資保険については、政令でいかなる定めをするつもりであるか。政府の方では、もうきまつておるはずであります。簡

単に御説明を願ひたい。

○川上政府委員 融資保険は、五十万円以下のものにつきましては、法律に於てん補率はきめておりますが、これは従来八〇%といふものを、今回は五〇%といふことになつたわけでありまして、しかし保証率については従来と同じように二分一厘九毛といふことになつたといふふうな考へております。なるほど、てん補率は非常に少くなりましたが、これはやはり私どもとしましては、五十万円以上の融資保険につきましても、今後におきましては、だんだんこれを減らして、ついで、そのうちの方に切りかえていくといふような考へを持っておりますので、てん補率については、ある程度切り下げるといふことは、やむを得ないことではないかといふように考へます。もと

も融資保険につきましては、いろいろ非難がございまして、どうも金融機関の不良債権を肩がわりしておるのじやないかといふような意見もいろいろあります。現実にはその事故率も一番多い。また決算委員会等におきまします難事項等においても、この方が一番多いといふようなことから考へますと、やはり私どももいたしましては、この際てん補率は引き下げて、そして保証保険の方に切りかえていくといふような政策をとるべきじやないかといふように考へましたので、こういう措置をとつたわけでございます。

○内田委員 そのお話をわかりました。それにいたしましたも、融資保険をだんだんやめていくといふことになりますと、一そう信用保証協会の保証能力というものが充実してこないか、これを吸収できないという問題があら

ますので、先ほども申し上げました信用保証協会の育成強化、保証能力の充実という点を、ますます考へていかなければ、単に包括保証保険といふようなものを充実しただけでは、済まされぬことのように思ひます。

そこで、次に伺ひたいと思ひます。今度の公庫法は、包括保証保険といふものを重視しておるわけでありま

すが、包括保証保険となりますと、信用保証協会の方は、個々の保証依頼について保証をつけるかつかないかを選択することができなくなるわけでありま

す。いやしくも保証をしたものは、全部保険にかけるといふことになりま

す。それから、保証協会としては、それだけ保険料の支払いがふえる格好になる。従つて、保険料率が適正でない、せつかつい

制度を作つたと思ひながら、ますます保証協会の苦境に迫りやるといふことにもなるのであります。伝えられるところによると、政府では五十万円以下の包括保証保険については、その保険料率を九厘にするといふお話だ。しか

し五十万円以下のものを全部包括保証保険にして、保険料率を九厘といふようなことでありますならば、これは全

国五十二の信用保証協会の中で、この包括保証保険の制度を利用するものは、非常に少いといふことになつてき

ます。おそろく私の想定では、十以下になつてしまふ。こういう制度を設け

ても、信用保証協会の方で、これを排斥して、この制度を利用しないといふことにもなるといふことを心配いたし

ておりましたが、先ほど長官のお話では五十万円以下につきましても、なお

区分を設けて二十万円以下の包括保証

保険制度というものを特契して、それについては特に七厘の保証率でいく

といふようなお話を承りまして、一

応私も安心をいたしました。長官のお見込みでは、この二十万円以下七厘

といふことでもございませぬならば、全国五十二の信用保証協会のうちで、相当の

ものがこの包括保証制度の契約を政府となさるお見込みでありませう

第でございませう。ところで、従来はそれほど利用してなかつたのじゃないかという点でございませうが、これは、全国で十幾つかのものが利用していたわけですが、これは、現在の保険料率が高い。それは一分四厘六毛ということになっております。ところが、今度の措置によつては、二十万円以下については、その半分よりも低い七厘程度ということにいたしましたわけでございます。それから二十万円をこえて五十万円までを九厘、この九厘というの、現在の一分四厘六毛よりも、はるかに低いということになります。そこで、この問題につきましては、連合会関係とも、いろいろ話し合ひをしたわけですが、大部分の意向としては、大体小口については七厘程度であるならばまあできるのじゃないかというふうな意見が非常に多かつたわけでございます。中には一、二のものについては、七厘はまだ高い、もっと低くしてくれというような意見がございましたが、そういうものに対しては、私もどとしましては、別途保証協会に対する強化の道を講ずべきではないか。たとえば、さつき申しました三十億の貸付金の中から、そういうこまかいものに対しては、特別に基金を出してめんどうを見てやる、あるいは県の方でもめんどうを見てもらう、あるいは自分の力をもつと養う努力もしてもらいたい。そういうことにしまして、少くとも七厘程度で包括保証保険制度が利用できるような態勢を、早急に整えさせていきたいというふうに考えます。そういったすれば、私どもとしましては、大体七厘程度で大部分、ほとんど全部の保証協会が、これを利用

し得るということになってくるのではないかとこのように考えます。それからもう一つは、この保険料の支払いが非常に多くなつて、事故があまりないと、結局保険金がそんなにもらえない。従ひまして、出し前が非常に多くなつて、もらひ分が少くなる。そういうことでは非常に困るといふような意見もあつたのでありますが、私どもとしましては、この法律によりまして、保険料をよけい払ひまして、事故率の少かつたものに対しては、一定の方式によりまして、これを返していくというような措置もとりたいと考えておりますし、また回収金につきましても、よけい回収したところに対しては、やはり一定の率によりましてこれを返していくというふうな措置もとりたいと思つておりますし、さつき申し上げました三十億の中で、保証協会に對しては、非常に低い金利の政府の貸付金、この公庫からの貸付金をいたすわけでありませうから、運転資金にも、そう困らぬということになつてくるのではないかと考えますので、保証協会連合会とも、いろいろ相談いたしましたが大體これで行けるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○内田委員 今の長官の御説明を聞いて、一応は安心をいたしました。この保険料率というものは、安ければ安いでいいのでありますから、これは実績を見た上で、さらに冒頭にも論議をいたしましたように、保険準備基金を将来充実させることも関連いたしました。今後一そう引き下げていただかなければならぬと思ひます。ところで、私は法律構成上、非常に

重大な問題をお尋ねいたしますが、今度政府は、同じくこの国会に輸出保険法の改正法案を出しにされております。ところが、この輸出保険法によりまして、保険料率決定の原則というものが、何条かにあります。それによりますと、輸出保険の保険料率というものは、保険金をカバーするような計算においてこれをきめなければならぬといふことが、法律にちやんとつたわけでありませう。いわば、自立採算制で、輸出保険の保険料はきめなければならぬといふことがうたつてあります。同じ政府の保険制度でありながら、この中小企業信用保険法におきましては、保険料率決定の原則が、輸出保険とは違ふのでありまして、決して自立採算制でなければならぬといふことになつておりませう。政令の定むるところによつてこれをきめるといふことでありませう。従つて、同じ通産省が所管せられておる保険制度において一方に自立採算制によらなければならぬといふ明確な規定がありこの中小企業信用保険の方にその規定がないといふことは、中小企業信用保険においては、必ずしも保険料支払い、あるいはその他の経費がカバーできるような高い保険料をとらなくてもいいのだ。中小企業対策として、相当保険基金に食ひ込んで、できるだけ安い保険料をきめなさい、こういう趣旨だと思ひますが、これはいかにお考えでございますか。

○川上政府委員 輸出保険の關係と、その点において違ふじやないかといふようなお話でありますけれども、私は、輸出保険の法律はよく読んでおりませうけれども、この中小企業信用保

險公庫の方につきましては、やはりこういう公庫を作るからには、独立採算という考え方でいくべきだといふふうな点、私どもは考へておりました。その点は全く輸出保険の方と同じじやないかといふふうな考へておるわけでありませう。そこで、この公庫にいたしましても、保険料を非常に引き下げるとか、あるいは包括保証に重点を置いたとか、そういうような關係からいたしますと、やはり保険關係においては、相当のマイナスが出てくるわけでございます。それをカバーするのは、結局六十五億と、それから現在の保険の特別会計で残つておりましたものを計上する分、それを合せました額を資金運用部に預けて、その運用益でカバーするといふような格好に、実はいたしておるわけでございます。公庫を作つておいて、独立採算とはいひながら、相当保証協会に對する持ち出しといひますか、そういうことになつてくるわけでございます。

○内田委員 中小企業庁長官、研究不足のようで、私は輸出保険法のことによく知らぬといふことは、政府委員として答弁にならぬのであります。いずれも通産省が所管する信用保険制度でありますから、そこはさらに研究されたい。そもそもこの中小企業信用保険といふものは、輸出信用保険とは違ふのだ、中小企業対策としての考へ方から出発するのだといふことを、事の初めに考へておかれたいと、どなたが今度の信用保険公庫の理事長になられるのか知りませんが、もうけ主義でやられたのでは、これは中小企業者を踏み台にするだけで、たまたまものじやありません。これは、一つ、きょうからさ

らに御研究を願わなければならぬと思ひます。ことに、今度の信用保険公庫の基金にされる六十五億といふものは、経済基盤強化資金法によつて、六十五億がこの公庫に出されるのであります。何と書いてあるかといひますと、経済基盤強化資金法の第十一條の第二号でありますけれども、中小企業信用保険公庫に出資する六十五億円の基金は、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備金とする、こゝ書いてあるわけでありませう。従つて、たな上げ資金とはいひながら、この六十五億は、ちやんと損をする建前で、損をした場合には、だんだんこれを食つていくのだ、こういうことになつていくわけでありませう。従つて、輸出保険制度と同じように、独立採算でいくのだといふ建前でもないようでありませうから、私は、この点を十分研究をしていただきたいと思ひます。

それに関連いたしまして、今度は、いかに中小企業信用保険公庫の保険料率をきめましても、これは要するに三階建の中の問題でありまして、一般の中小企業者にとりましては、保険公庫の保険料率よりも、信用保証協会の保険料率が安くなるなければ、中小企業者は助からないのであります。今日聞くところによりまして、保証協会の保険料率はかなり高い。日歩六厘とか七厘とか八厘とかいふようなことで、しかも担保を待つていかなければ保証は得られないといふようなことにもなつておるのであります。この保証協会の方の保証料率につきまして研究をされ、また何らかの構想があたりでしたら、御説明願ひたい。

○川上政府委員 現在、保証料率は、最高三分最低一分八厘、平均いたしまして二分三厘という程度になっております。そこで私どもとしましては、これを極力下げようことをすべきではないかというふうに考えまして、先ほど申し上げましたように、少くとも基金といたしまして全体で百億くらいは保証協会の方へ回しまして、そうしてその保証料率を下げたい。少くとも三割程度は平均して下げていくというように考えていたのですが、今回の三十億ということになりますと、大抵一割程度ということになるわけでございまして、少くとも一割程度は下げ得るようには、私どもといたしましては保証協会を指導していきたいというふうに考えております。なお、三分と一分八厘と、非常に大きな開きを持つておるのですが、私どもといたしましては、三分は高いから、これは何も基金をふやさなくても、自分たちの努力だけによりまして、もっと下げ得るのじゃないかというふうに考えますので、その点についても、今後においては、強力に指導していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○内田委員 今度の保険公庫は、先ほど御説明がありましたように、包括保証保険制度をとる。それはそれで、御説明の通りでいいでございます。ところが、肝心なのは、やはり包括保証保険よりも、できましたならば、信用保証協会が行う小額のものに対する包括保証制度とでもいうようなもの、つまり、無審査保証制度というようなものができなければ、中小企業者は助からない。中小企業者に直接関係のない三

階の方で、包括保証保険制度ができて、二十万円を借りるに付いて、信用保証協会に保証してもらいたいという人が行きましたも、これを信用保証協会の方でひねくり回して断わってしまったのは何にもならぬ。従って、二十万とか三十万とか、五十万とか、ある一定の金額に達するまでは、無審査包括保証制度というふうなもの、信用保証協会にやらせるというふうなところまでいかなければ、今度のこんなものを幾ら作りましても、雲の上のことになってしましますが、さような構想はいかがでございますか。

○川上政府委員 この包括保証制度を設ける、逆選択を許さないということについては、一面におきましては、この小口の企業のうちでも零細企業方面に對しては、その審査について、それほどやかましく言わせないようにするという結果になるかと私ども考えるわけでございまして、これを強化することによつて、この零細企業に対する金融が、従来よりも相当うまくいくのじゃないかというふうに考えておるわけでありませう。今、内田先生から、それは雲の上のこととおっしゃいましたけれども、私どもとしましては、これはやはり雲の上じゃなくて保証協会の保証と非常に密接な関係のあるものだというふうには、どういふものでも保証しろというやり方については、これが果していいかどうかという点については、もう少し研究をさしていただきたいと思

○内田委員 その点は大いに研究していただきたいのであります。そうではないれば、中小企業者は、実際は助からない。保証協会に行つて断わられつぱなしでは、こんな保証制度を幾ら作りましても、役に立たぬということはおわかりになったと思つて、おわかりになったと思つて、この六十億円の保証準備基金であります、先ほど私が述べましたように、経済基礎強化資金法によると、損失補てんのためのものである、こういうことが書いてあるのではありませんか、この運用の問題がある。これは損失補てんであり、一ぺんに食うわけにはいかないけれども、こういう書き方をしておるから、だんだん食つていっていいものだとしか解釈できない。しかし、あなたの方の御見解は、少し違つようでありませう、それにしても、この六十五億円の運用は、できるだけこれを有利に運用しなければ、保険料率の引き下げにもならぬと思つておるわけでありませう。この六十五億円の運用は、法律によりまして、資金運用部に預けておく以外方法はない、こういうことになっております。これもまた云のないことで、これは民間のどの保険会社であつても、保険準備基金というものがあつて、これは民間に回したり、あるいは産業資金の貸し出しに回したり、有利にして、しかも確実な方法に回しておるわけでありまして、それで初めて保険料というものが引き下つていくわけでありませう。このように六十五億円を資金運用部に預けつばなしということ

では、保険料率は下らぬわけでありませうけれども、何とかこれをもつと有利に確実に、しかも機動性を持つて運用できるように考えるわけにはいかぬものでしょうか。

○川上政府委員 この公庫の原則として、やはり私は、独立採算という考え方でいくべきじゃないかと思つて、従つて、この経済基礎強化のための法律によりまして、なるほど損失が出ましたならば、それを取りくずして、その損失に充てることができるといふことになっておりますけれども、これはやはり非常に特別な場合に限定されるべきものではなからうかというふうに、私の解釈としては考えておるわけでございます。

それから、今お話がありましたところ、資金運用部というところへ預けておくというふうなことは、まことに云のないことではないか。もつと、たとえば商工中金とか、そういうところに預けた方が運用利益の方ももつと大きくないか。また同時に、二重効果があるじゃないかということですが、これは中小企業対策の関係からいいますれば、全く同感でございますけれども、相当大きな金でございますし、それをほんほん方々に預けていきますと、金融市場をいろいろ攪乱するといふような心配もあるものでありませう。それから統一的な運営もなかなかできないといふような問題がございまして、結局、資金運用部に預けるといふことになつたわけでございませう。これは、内田先生もよく御承知のことだと思つて、私どもの方といたしましては、先ほど申し上げましたように、単に中小企業対策という点から見

ますと、むしろ中金あたりに預けた方が、効果が大きいんじゃないかというふうな考えましたけれども、そういうようなことになつたわけでありませう。

○内田委員 どうもまことに細かい中小企業庁長官で、本来なら、これは不信任をすべきでありませうけれども、与党がせつかく抱いております政府委員でありますから、そういうわけにもいきませぬ。はなはだ突っ込みが足りないやうでございます。中小企業対策というものは、大蔵省の財政金融政策と密接な関係があるのでありますけれども、いつも財政金融政策の全体的面から巻き込まれて、中小企業対策としてやるべきことを、いつもやっておらない。これはあなたの方ですか、あるいは通商産業大臣も逃げてしまつておらぬやうでありますけれども、大臣の力が足りないのではありませんか、これは私が野党だつたら大へんなことになるのでありますけれども、みんなやんわり、やんわりやつておるのであります。これはみな法律の趣旨に合つていない。さきの輸出保険あるいは経済基礎強化資金との関連におきましても、合つていない点があるのであります。これは大長官でありますから、一つ大いに納得のいくような方策を立てて、説明に当たつていただきたいと思つて、激励をいたしておきます。また私どもも、御協力をいたすつもりであります。

最後に御尋ねいたしますが、今度はまだことに少い金額で、不満足であります。新しく二十億円を信用保証協会に回されます。しかし、これはやはりなるべく長期に、なるべく安い金利で信用保証協会に貸し出されないと、さつ

きあなたがやりたいと言った、保証料の引き下げもできません、信用保証協会の強化もできませんが、これは一体どういう条件でお貸しになることになつてゐるか。きまつておりましたらば、御説明を願いたい。

○川上政府委員 三十二年度に十億の金を、保証協会に對しまして低利で貸付をいたしておるのですが、大体私どもの方としましては、三十三年度におきまして、それと同様な措置をとりたいというふうに考へております。具體的に言いますと、長期につきましては、原則として期間は二年、それから金利につきましては、二分五厘で貸しております。もちろん、これは例外がありまして、例外的ものは三年三分ということになつております。それから短期につきましては、六カ月二分ということになつておりますが、この短期は金額的にもきつめて少いのであります。ほとんど大部分は、長期ということになつておりますが、大体そういうことで運営していきたいというふうに考へております。その計算からいいますと、先ほど申し上げましたように、保証料率についても、少くとも一割程度は切り下げることができるとはなないかというふうに、実は考へてゐるわけでございます。

○内田委員 最後に、私は御要求をいたしておきますが、今度の保険公庫等の設立に關連いたしまして、先ほどお話をいたしましたように、保証保険あるいは融資保険の制度が異なります。今まではこうなつておつた、てん補率は何十パーセントだつた、保険料率は何厘であつた。これが今度は、新しい構想のもとにおいてはこうなるというふう

な、最終的な新旧貸借対照表を、後ほど各委員に配付なさつて、それについて、長官からでなくともよろしいが、担当課長からでも、適当な折りに説明をしておいていただきたい。これは大部分は政令事項になるわけでありまして、以上、私は、各点につきまして、各委員の意向のあるところを総合いたしまして質問をいたしましたけれども、この制度は、冒頭にも申しましたように、これまでたびたび当委員会において決議をいたしましたものが、ようやくここに実現いたしましたものでありますから、私どもは賛成をするものであります。今後の運営とか、あるいは將來の構想につきましては、監督官庁といたしまして、また、この公庫がで

き上りました後に運営の責任に當られる方におきまして、さらにこれを進歩前進させなければならぬ点が多々ありますので、それらのことに關連をいたしまして御質問をしたものでありますから、私のきよりの質疑応答の趣旨を十分勘案せられまして、百尺竿頭一步を進めて、制度の完璧を期せられるようにお願いをいたしまして、私の質問を終ります。

○小平委員 加藤清二君。○加藤(清)委員 私はこの際、ジェットの問題に關係して、その主たる資源になつております特定物資納付金処理特別会計についてお尋ねをしたいのですが、これには大臣が来ていないと工合が悪いのですが、もし大臣、通商局長両者ともおられなければ、先に別なこと、工業用水問題を聞いてもいいのですけれども、どうしますか、来ますか。

○小平委員 大臣と通商局長に来て

もらうように、今、参議院の方に手配しておりますから、そのままちょっと待つてくれませんか。

○笹本委員 それでは、今の内田委員の質問に關連して、その間にちよつと伺つておきます。内田委員から、あらゆる質問をされたので、ただ一点だけ聞いておきます。団体組織法に關する政令については、成案が固まり次第に、この商工委員会に長官はそれを報告するということになつておる。それはどういふことになつてゐますか。

それからもう一つは、団体組織法によつて、現在までの組織について、どういふ指導をやつておるか、その指導の現況について伺ひます。

○川上政府委員 この中小企業団体組織法の政令案につきましては、一応私どもの方としては、草案を作りまして、省内でも大体打ち合せを終りまして、現在法制局と打ち合せ中でございます。今週中に法制局を済ませまして、それが済みましたならば、この委員会にもお示しできる、そういうふうにして考へております。大体三月の二十日過ぎに、私どもとしては公布したいというふうにして考へておるわけでございます。現在いろいろ検討いたしておるわけでございます。

それから、組合の組織の問題につきましても、これは四月一日に法律を全面的に施行する予定でありますので、この施行に伴ひまして、中小企業安定審議会というのがございまして、そこでいよいよ不況要件というのを検討して、組合を作る基準を作るわけでございます。それを参照にいたしまして、今後組合の設立を認めていくとい

うことになつておりますので、私どもとしましては、現在、各業者に對して、どういふふうにするか組合を作れというふうな指導は、実はいたしておりません。ただ、組合關係と申しますか、業者關係の方面では、自分の方で、こういうふうな組合を作りたいと思つたが、また不況要件についてもこういう点があると思つたが、一つその指導なり、あるいはその説明なりをしてくれというふうな話も来ておるものもありませんので、そういうものにつきましては、そのつど係官を出しまして、いろいろ話し合ひに應じておるといふような状況になつておるわけでございます。

○小平委員 次に、日本貿易振興會法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。加藤清二君。

○加藤(清)委員 まだ大臣が来られないやうでございますから、その前に、私はジェットの問題に關して、特に自動車長期輸出の見通しについて、お尋ねしたいと思ひます。通産省及び経企の五カ年計画によりまして、トラック、バス、乗用車等をすべて総合いたしまして、昭和三十一年度から三十七年度に至る間に、トラックにおいては、一六八%、バスにおいては、一七一%、乗用車のごときに至つては、三三八%の生産増を見込んでおられるやうでございます。そこでお尋ねたいことは、これは果して實際に行われる案でございますか、それとも世間をくらすためのはつたりの案でございますか、その点を一つ……。

○岩武政府委員 お話がありましたよ

うに、自動車の生産の伸びは、かなり急ピッチに現われております。バス、トラック等は、現在まだまだ国内需要も相当あるやうでございますので、その程度は、特にむずかしいということではなないだらうと思ひます。乗用車の方は昨年四万台を越しまして、小型車ではございますが、一応乗用車工業が日本でもどうやらやつていけるという目安がついたかと思ひます。三倍程度、これは非常に急ピッチでございますが、国内需要としましては、今までの保有車の取りかえ等もございまして、それからもう一つは、やはり安定しました市場に向けて輸出するということも、ぜひ考へたいと思つたわけでございます。そういたしますと、大体十数万両という生産は、日本の国内の需要あるいは海外の状況等を見ましても、まあそれほど空のものはな

だらうと思つておつた、むしろそういう方向に向つて伸びるといふ努力目標というふうに考へておるわけでございます。

○加藤(清)委員 もし、これだけ生産が急ピッチに伸びたといつたしますと、御承知の通り、トラック、バス、乗用車は、量産すれば安くなる、こういう勘定でございますが、一体コストに關しては、どの程度安くなる見通しがついておられますか。特に、昭和三十三年度においてはどの程度安くなるか、三十三年度においてはどの程度安くなるか、パーセンテージでもけっこうでございます。

○岩武政府委員 その点は、実はコストの推定はつけておりません。これは、一つは自動車企業のうちのある種のものにつきましては、大体こういう型、

こういう装置でというのが、一応目安のついたものもございますが、他方、今後三年間ないし四年間の生産の具体的な型等につきましては、若干まだ見通しのつかない企業もござります。従つて、そういうふうなコストとか、あるいは売り値といったものにつきましては、役所の方でも的確な推定はつけかねておりますが、御承知のように、ああいふふうな一種の装置企業でござりますので、固定費が生産の台数に反比例しまして安くなるということは、考えられるわけでございます。ただ、具体的に、たゞいまペーストを実は申し上げるだけの研究をしておらないわけでございます。

○加藤(清)委員 おそらく局長は、知っておて言わないのだからと思ひます。だから、よけいに聞きたいのです。というのは、すでに本委員会においても、参考陳述が行われました折りに、各メーカーのそれぞれの責任者が、それぞれ登壇されて、量産した場合に、かくかくの通り安くなりますという事を言われた。その通り実行しているのは、トヨタだけです。ところが、トヨタを調べてみますと、まだまだ安くしてもよろしいという事を言うている。まだまだ安くならないという事を言うている。ところが、他の会社の価格設定の關係で、安くすることを遠慮している向きがどうか。従つて、この際、私は、たとえばクラウンが幾らで、マスターが幾らで、デラックスが幾らで、こうこまかく言いたいのですが、そこまで詳しく承わらなくても、量産の計画を立てたら安くなるくらいのこと、当然のこと、乗用車のごときは、無慮三

四八%も量産すると、こういうのです。そうならば、一体現在よりも幾ら安くなるかということぐらひは、当然そろばんがはじかれておらなければならぬはずで。あなたは、そんなことができぬほど、頭の悪い局長じゃないはずで。一番頭のいい尊敬している局長さんです。当然答へられるはずで。なぜ答へられないかということ。国民は期待して、どれだけ安くなるかというあなたの答を待っている。

○岩武政府委員 先ほど申しましたように、いろいろな生産方式がござりますので、私自身はその具体的な資料は持ち合せておりませんし、生産の型の安定している企業と、そうでない企業とは、かなり違ふと思つております。安定している方は、おそらく生産台数に、正確な比例はいたしませんけれども、相当比例的に、ある種の關係をもつてスライドする、これは当然だと思つております。ただ、具体的に四年後に何万円になるかということ、私も研究しておりません。

○加藤(清)委員 その問題なんです。かつての参考人の陳述の場合には、月産三千台でござりますから、マスターにおいては八十五万円といったしております。それはルーノ、ワーゲン等に比較したら、とてもじゃないが高過ぎる。従つて輸出をしようなんてちゃんちゃらおかしい。そういう質問に対しまして、ごもっともな御質問でございます。従つて、月産一万台になりましたならば、今より二〇%は引くことができます。それから月産十万台までいけば、当然のことながら四割六分までは安くなるでございます。これはわが社の研究室におきまして、十分

検討いたしました問題であるし、フォードにおいても、シボレーにおいても、同じ実績を示しておるわけでござります。こういうふうな述べておられる。そういうことは、まさかうそだとはだれも言わなかつた。なるほど、ワーゲンは月産十万台であるから、三十六万円程度でござります。シボレー、フォードの方は、月産百万台近いからあのように安くなる。こういうことは明らかかな事案です。なぜ私がこういうことを聞かなければならぬかということ、そのことがはつきりしておらなければ、この原案は空文に帰する、こういうことでございます。どうか、その見込み増産の中に、内地の需要はともかくとして、輸出ということが見込まれます。輸出が一番難装しておると競争した折りに、能力が悪いのじゃない、減価償却の点が悪いのじゃない、スタイルが悪いのじゃない、ただ一点、コストが高過ぎるといふことでございます。繊維とは、まる

で適な行き方でございます。そこで、どれだけ安くなるかということが、輸出も、向う側のインポーターも、話に乗れないとござりませんか。これが消耗品であれば、先の見通しは必要ないでしよう。同じようなスタイルが、将来どれだけ安くなるかということがわからぬことには、商売にならないでしよう。従つて売れない。輸出が難波している理由は、ここから起きてくるわけですね。本省において、量産の計画は立ったけれども、コスト・ダウンの見込みが立たないということであれば、ここに書かれております輸出見込

みは空文にひとしい、こういうことになりませんが、それでもよろしゅうござりますか。

○岩武政府委員 今、御指摘のように、自動車の輸出の一番大きな手は、売り出し価格でございます。その次に、いろいろ販売の経路あるいは先方におけるいろいろな材料なり構造の取崩し法規というものがあつたようでございます。先だつものは、一番問題は売り出し価格であります。これは国内の生産コストとどういふ關係になるかということが、一番問題だと思ひます。最近、ある企業におきましては、対米輸出ということで、具体的に先方に事業所を設けて、そこを中心に国内に卸売をして参ろうという計画がござります。非常にけっこうなことだと思つて、われわれもいろいろ行政上の措置をしておりますが、価格の点になりますと、やはりまだまだもう少し努力する余地があるように聞いております。ただ、これには、いろいろ国内の値段と違ひまして、自動車の税金の關係あるいは継続的な輸送に對しまする運賃の割引きというふうな問題がござりますので、売り出し価格から通常の途中経費を算出したものが、コストとどういふ關係になるかということとは、実はまだわれわれも十分つかんでおりません。おそらく、その計画しました企業におきましては、ある種の目安を立てまして、これならやうにけるという事で、そういう売り出し価格をきめておることだろうと思つております。これは、ある程度向うの販売数量が上つて参りまさんと、いろいろな総かかり費その他が割安になりま

せんので、当初はやはり若干の問題はあるかと思つておりますが、ある程度数量がまとまると出てくるようになります。何とかやうにけることにはなれないかというふうな考へております。

○加藤(清)委員 私は、この際、大臣に、本件に關して承わりたいのですが、局長の言われておりますように、量産すれば安くなる。日本の自動車工業が、外国と比較いたしました、常に劣るという点は、値段の点でござります。値段が高過ぎるから負けるという点でございます。にもかかわりませず、量産ということになりますれば、型式を統一してスタイルを同じようにして、相対数量内地でも需要がござりまするし、輸出もまた見込みがあるわけですね。すでにドイツでは、このことを行なつておるわけでござります。そこで、先年、本省におきましても、国民車というものを統一しよう、こういう計画が大まじめに行われていたはずでございます。今年度の自動車の生産、量産、輸出等につきまして、規格を統一する計画はござりますか、ござりませんか。

○前尾國務大臣 たゞいまお話しの内容は、私もよくわかるわけでござります。また量産するにつぎまして、規格をできるだけ統一することにつきましても、異論はないのでござります。何しろ、まだ日本の自動車工業というもの、最近に発達してきたばかりでございます。最近に発達してきたばかりでございます。国民車のような普及型といひますか、そういうようなものについて、将来は考へていかなければならぬと思ひますが、直ちに本年そういうことをきめていくのがよいかどうか、そこまでの段階になつておるか

どうかということについては、まだ私
としましても結論を得ておらぬわけ
でございます。将来考えていきたいと思
います。

○加藤(海)委員 何せ戦後発達したも
のでございまして、などというような
認識をしておられますから、そういう
お答えになつてしまふ。御承知でござ
いませぬが、戦後発達した工業が知
りませんが、あなた、中国へ行つてこ
らんなさい。西安、延安の山奥に、二十
年前にできました日本のトヨタのト
ラックが、現在平気で動いております。
延安の飛行場には、三輪マツダ・ト
ラックが、けっこう客の荷物を運んで
おります。十分間に合つております。
ところで、輸出の難波する点は、今
のコストの問題と、もう一点は、東南
アジア及び中国等に、非常に大きな市
場があるにもかかわらず、中国に
対しては、政府みずから輸出を禁止
しているの趣きがあります。それは一
体、今や中国との関係が、第四次協定
が結ばれまして、鉄鋼までが乗り出
す、こういうことになりましたやきき
に、本省としては、中国に対する自動
車、トラックの輸出についてどう考え
ておられるのか。ついでに東南アジ
アにこれを送り出します場合に、延べ扱
いの問題とか、あるいは為替損失補償
の問題を、どうお考えになつていら
っしゃるか。

○前尾(海)大臣 私は、ただいまのお
話を、国民車なり乗用車の問題のよう
にお聞きしたのであります。もちろ
ん、トラック等につきましても、戦前
から相当発展してきておるのは事実で
あります。それにつきまして、どうい
うふうに規格を統一していくかとい

ことについては、今後の問題として、
十分考えていきたいと思つておる。
それから、延べ扱いその他の問題に
つきまして、中国との関係におきま
しては、長期の契約をされる分につい
ては、何ら異存はないのであります
が、何ら異存はないのであります
問題は、要するにその財源の確保とい
うことを、どういうふうにするかとい
う問題でありまして、事実、適当な方
法があれば、それも解決したいとい
うので、いろいろと研究をいたして
おる段階であります。御承知のよ
うな外交上の手段ということが、まだ
ありません。それにかわる技術的な方
法をどういうふうにかつていくかとい
うことについて、ただいま検討いたし
ておるところでございます。

○松平委員 閣下して。先ほど加藤委
員の問題に対して、大臣はお答えにな
らなかつたわけでありまして、この自
動車産業の中の一つの問題は、部品
の不統一というところにあつたわけであ
ります。そうして、この商工委員会にお
きまして、かつて、部品はなるべく
統一しなければならぬということ、
十数項目にわたつて決議をしたことが
あります。通産省当局においてもそれ
を認められて、各メーカー等に対
して、なるべく衆議院の商工委員会の決
議の趣旨を尊重してやるようにとい
うことを、やつておられるだらうと思
うだけども、この部品の整理統一と
いうことに関しては、今日までどうい
うことをやつてこられたか、あわせて
この機会に伺いたいと思つておる。

○岩武政府委員 部品の問題は、日本
の部品メーカーのシャシー・メーカ
に対して相対的な地位の関係もあ
りまして、なかなか御指摘のように、

いろいろ乱雑といつては言葉が悪うご
ざいませぬが、多岐になつておる。それ
で附帯決議にもありましたように、自
来第一の問題としましては、つけます
るシャシーもいろいろございませぬが、
何とか規格の統一がでないかとい
うことで、これにつきましても、過去二
年間、自動車技術協会を中心とし
て検討を加えておられますが、そのうち
の一部につきましても、シャシー・
メーカの方も、かなり採用するとい
う段階になつております。

それからもう一つは、部品の社内製
といひますか、シャシー・メーカが
生産するのと、部品メーカーが生産す
るのと、その生産分野をどこにおく
かという問題がございまして、これに
つきましても、いろいろ検討を加え
ましたが、一応の結論としましては、
機部部品等、直接シャシーの構造
と、不可分という言葉は悪うございま
すが、非常に緊密なる関係にあるとい
うものにつきましても、シャシー・
メーカで作ることもやむを得ぬだ
らう。しかし、ある程度独立した機能
なり構造なりを持つておるものは、こ
れは専門の部品メーカーを育成した方
がいいというふうな結論を得まして、
目下その方向で、前々国会に成立いた
しました機械工業振興法の中に自動車
部品を指定いたしました。これは種類
が非常にたくさんございませぬが、それ
それにつきましても、それぞれ合理化の
目標をきめまして、必要あらばそれに
対しまして開銀の資金のあつせん等も
行うということ、部品メーカーの質
的な向上をはかつております。

大體そういうことで、部品の品質の
向上と、従つて、部品メーカーのシャ

シー・メーカに対して相対する経済的
地位を相対的に上げて参ろう。結局、
シャシー・メーカの方が、部品メ
ーカーの生産します規格の部品をそのま
ま採用しているというのが、アメリカ
なりイギリスの例でございませぬ。こ
ろが、日本は、どうもそこまで部品
メーカーに対する信頼がまだないよう
で、シャシー・メーカが自分で設計
して、部品メーカーに発注するとい
うような傾向も若干ございませぬ。そう
すると、それぞれのシャシーに
部品の規格はふえて参ると思つて
ら、今申しましたような施策により
して、できるだけ部品メーカーの技術
的な、あるいは経済的な地位を上げ
まして、そうして部品メーカーの設計
と技術でシャシー・メーカに取引し
てもらうという形に持つて参りたい、こ
ういうふうな考えでおります。

○松平委員 今の局長のお話の中で、
部品メーカーに対する通産省の指示と
いうか、やり方というものが、今日相
当混乱を起しておるのじやないかと思
うのです。それは、結局通産省の指
導力というか、それがシャシー・メ
ーカーに及んでおらぬということ
だから、あなた方が考えられて、部品
メーカーに対してそういう規格を作
り、あるいはそういう指導方針を持
つて臨まれるというならば、シャシー
メーカーに対しても、それを実施させ
るようにならなければならぬ。ところが
が、今日は、通産省の力は、シャシー
メーカーに及んでおらぬ。これは豊田
にしても、日産にしても、通産省の言
うことを聞きませぬ。通産省の示した
やり方、あるいは規格を聞かないか
ら、部品メーカーは、シャシー・メ

カーの言うことを、またあらためて聞
かなければならぬ。こういうことで
もつて、今日は相当混乱を来たして
おると私は承知しておる。であるから、あ
なた方は、部品メーカーに対しては、
いろいろの指示を与える。これはいい
ことであります。そうして、部品メ
ーカーの地位を向上させる。これはいい
ことであります。しかし、もしそれを
やるならば、シャシー・メーカにも
あなた方はもつと指導力を出してこれ
をやつて、お前たちもこれを聞けとい
う指導力を出さなければ、結局、部品
メーカーにただ混乱を与えるだけであ
る。これが現在の状態です。これに対
して、一体どう考えておるか。

○岩武政府委員 なかなかこういう技
術的な取引関係を持つた問題は、一朝
に改善できませんので、ある程度部品
メーカーの腕を上げる期間も要するかと
思つております。しかし、シャシー
メーカーの方に対しては、これは
全然ほうっておるわけではございませ
んで、機会あるごとに、先ほど申し
ました自動車技術協会というものを中心
として進めております。なかなか一朝
一夕には参りませんが、そういう方針
で仕事をやつておりますので、しばら
く時間をかしていただきたいと思
います。

○加藤(海)委員 私は先ほど質問した
ことが、大臣からまだ答えられてお
りませぬ。勘違いをしていらつしやると
いけないから、もう一度お尋ねいた
します。中国に参りますと、広州に行き
まして、北京、上海、天津とどこを
回りましても、町に相当数量の自動車
がございませぬ。特に建國祭の日のご
ときは、北京の町は、自動車であふ

おりました。そのスタイルを見ますと、メイド・イン・イングランド、メイド・イン・USA、メイド・イン・ジャーマニー、メイド・イン・ポーランド、銘柄はワルシャワである。中国の第一次五年計画の建設事業で、日本だけはオミットされましたけれども、こういう自由経済諸国の機械及び車等が、どんなふうに入っているのをごさいます。私は目で見てきた。特に、そういうところは映画にもとって参りました。ところで、日本の自動車あるいはトラック、バスが向うに出ない原因のおもなものは、価格の点と、それから政府がこれを許可していません。小刻みに許可をしていくけれども、許可をしていない、こういう点でございます。そこで、お尋ねしたいのは、後輪駆動だけは許されたようでございますが、前輪駆動の場合は許されなかつたか許されなかつたか。五トン積み以上のものは許されたか許されなかつたか。もし許されなかつたならば、何がゆえに許されていないのか。アメリカもイギリスもドイツもみんなここに送っているにかかわらず、日本のものだけがなぜ許されないのか。

○松尾(泰)政府委員 乗用車につきましては、実は今のところ、制限はないのであります。正確な点はあとでお答え申し上げますが、トラックにつきましても、若干大きさに制限があるだけでありまして、今、北京で外国のものを見かけるといってお話でございますが、われわれは、ヨーロッパ諸国と同じ基準でやっております。果して先生がごらんになったのが前輪駆動なのか後輪駆動なのか、そこまで見られましたかどうか。それからアメリカは、まだ

おそろく許可しておらぬと思ひます。アメリカの会社は、世界各地にありまして、スタイルとか何とかは、アメリカの、もちろん似通っているけれども、ほんとうにメイド・イン・USAか。アメリカの会社ではあるが、メイド・イン・カナダの場合もあるし、メイド・イン・イングランドの場合もありますし、そこまではつきりごらんになったかどうか。率直に言いますと、われわれもそういうお話を伺いますので、アメリカ側にも聞いた、いろいろ調べてみるのですが、どうもはつきり実態がつかめないのです。

○加藤(清)委員 何か私の発言に誤謬があるかのごとき印象を受けますので、その点明らかにしておきますが、シボレーだとかフォードだとかいうものが、共産圏でできておるといいます。しかし、それが、かりにカナダだったとしても、あるいはイギリス製だったとしても、私はどういふ経路で入ったかということまで聞いてきた。製シボレーであったにしても、これは共産圏で作られたものではないという御存じのほうでございます。こういうものが北京を走っている。しかも、あの建國祭の日は、自動車の展覧会みたいな、ざあっと集まってきて、建國祭の済むまでずっと並んで待っているのです。私は、建國祭のデモンストレーションよりも、自動車のこのデモンストレーションの方に興味を持った。それで、みんな写真をとってきた。そして、いかにして入ったかも調べて参りました。それは乗用車でございます。ところが前輪駆動がちゃんと走っている。だから、日本に対しても、前輪駆動がほしいというオファーが来ていることを、おそろくや、あなたも御存じのことだと存するわけでございます。それが許されたか許されなかつたか。先ほど通商局長は、大きな点においてや制限が、という言葉でお逃げになつたようでございますが、おつとつこい、そんなことで逃げてもらっては、ちよつと困るのでございます。

○岩武政府委員 中国に対します自動車の輸出制限、私も的確に記憶しております。しかし、前輪駆動は、たしかむずかしいではないかと思つております。それから、向うにありますが、私もお話いろいろございました。私も、実は先生よりちよつと前に参りましたが、当時もアメリカ車がたくさんありまして、むしろ、よその国の車よりも、多いわけでありまして、これは、いろいろ聞いてみますと、やはり蒋介石政権のころ、アメリカから相当入つて、それを置いて行つたのが多いようでありまして、相当年式を経っております。最近の経路につきましては、加藤委員からいろいろお聞きしたいと思ひます。それからポーランドのワルシャワの車が、いぶんあります。最近トラック等につきましては、興安に大きな自動車工場を作つておりました。たしか年産十万台を越す工場と思つております。われわれの方に、コムの制限緩和後、中国市場からトラックの引き合いがございまして、あまり大きなまとまらず話の聞きません。あれば輸出するはずであります。御承知のように、トラックとバスは、日本の自動車のうちで、一番国際的競争力を持つております。特にドイツ製のトラックあるいはバスは、性能におきましても、価格におきましても、世界でトップ・レベルの地位にある一つでございます。で、なぜ一体そういう車両の輸出がうまくいかぬのか、私は不思議に思つておる次第でございます。いろいろ教えていただければ幸いです。

○加藤(清)委員 なぜ中国に車が出ないかの原因は、私が答えるより、あなたの方がよく御存じのはずである。と、この方は、何であるか。今、あなたがおっしゃつた通り、前輪駆動は許されていない。つまり、向うのほしいものが、こつちから輸出されぬということである。簡単な車、後輪駆動のごときは、今あなたがおっしゃつたように、ポーランドのワルシャワその他が市場を占領してしまつてゐる。そこで、別な新しい市場に向きそうなるものを中国がわざとオファーしてくれれば、それではできませんとおっしゃるものだから、輸出ができない、こういうことである。何もむずかしいことではない。従つて、前輪駆動のうち、特にトラックでいへば、ダンプ・カーのごとき、これは向うからたくさんオファーが来ている事実、あなたの上聞に達しているかどうか知らぬが、持つていって、もうやめておきましょうということになるかもしれないが、鉄鋼協会までがその気になつて、貿易をしよう、こういうやさきでございますので、私としては、前輪駆動がなせいけないかということをお聞きしたい。よその国から入つてゐるものが、日本からはなせいけないのか、その点が聞きたい。大臣、大臣の方がよく知っているでしょう。

かつてはこの金で動いていたのでございませぬ。そこで、承わりたいことは、昭和三十三年におきまして、一体この特定物資納付金は、何々がどれだけ入り、そのパーセントはどれだけであつて、差益金は何ほどであつたか、これを一つ承わりたい。

○松尾(泰)政府委員 三十二年におきまして特定物資の実施状況でございませぬが、まず実施をいたしました順序で申し上げます。パイナップル・カン詰を約五十万ドル、その納付率は五九・四%になつておりまして、差益の額は一億六千九百九十九万三千八百八十八円、このうちパイナップル・カン詰が約八万ドルでございませぬが、約八万ドルでございませぬ。平均の納付率は二一・三%になつております。これは入札制をとりましたために、最高と最低との平均でございませぬ。差益の合計は七千二百三十万八千三百円、その次はまたパイナップル・カン詰であります。五十万ドル、納付率は先ほど申し上げました五九・四%でございませぬ。その次は台湾バナナでありまして、二百二十五万ドル、差益納付率は七三・二%、差益額の合計は五億九千三百二十万一千七百六十六円。その次は臨時計でございませぬが、六十万ドルであります。差益納付率は三八%、差益金は八千二百七十六千二百五十一円、その次に、国産見本市に出品をいたしました臨時計も、同様によつてございませぬが、これは金額にしてごくわずかでありまして、一万六千二百三十三万七千九百九十四円。その次は中共産のバナナが二十五万ドル、差益納付率は、これは一ポンド当りでありませぬが、八四%になつてございませぬ。

金額は七千五百六十一万二千九百九十五円となつてございませぬ。以上が三十二年上期の実施であります。

○加藤(清)委員 それを一つ資料として御提出願う方が、時間的に都合がよいのではないかとと思ひます。

そこで、もう一つ残つてございませぬ。○松尾(泰)政府委員 スジコは約十ドル実施をいたしておりますが、差益納付率は七三%、金額は二千六百二十五万六千三百四十七円。雑豆は特定物資でいたしてございませぬ。ジェットロに徴収をする、こういう方法でしてございませぬ。特定物資扱いにはいたしてございませぬ。もちろん三十二年で実施をした金額は、三十二年で受けるものがかなりありますので、三十二年の差益金の総トータルは二十四億四千万に考へてございませぬ。

○加藤(清)委員 そこでお尋ねいたしたいのは、三十三年度の歳入歳出の予定額が、二十億八千九百一十万円ということに相なつておるわけでございませぬ。ところが、三十二年実績は、御承知の通り、台湾バナナがその前不況でございませぬ。従つて、今年度は、総トータルにおいて、これよりもややふえるのではないかと考へられますが、いかがなものでございませぬ。

○松尾(泰)政府委員 確かに御指摘の通りであります。三十三年度につきましましては、予算を編成する当時の事実でやりましたために、たとえばコンニャクのごときものは、昭和三十三年度に輸入があるのかもしれないのであります。一応予定をしないような案になつておるわけでありませぬ。またその

差益率等も、会計予算の方は、一応の見積りでございませぬので、若干低めて出しておるという点もございませぬ。三十二年に比へまして、三十三年度は、若干金額は減つておるようなわけでありませぬ。実際に実施をいたしたければ、私の感じでは、いさ少しふえるのではないかとと思ひます。

○加藤(清)委員 私も、三十二年と三十三年度を比較いたしました場合に、おいては、ふえるのではないかと、こういう感じがいたしてございませぬ。にもかかわりませぬ、去年の二十四億とございませぬが、これは何か差益のパーセントでございませぬか。聞くところによりますと、差益のパーセントは、去年よりもふえておるようによつてございませぬが、どういふわけでしょう。

○松尾(泰)政府委員 先ほど申しましたように、品目において一、二減してございませぬのと、差益率も、たとえパイナップル・カン詰等については、国内相場の関係もありまして、前回よりも若干低目に見えておるわけでありませぬ。しかし、これは申し上げるまでもなく、予算でございませぬので、実施をするときに、その通りにやるといふわけのものではないのでございませぬ。実際の相場を、そのときに判断をして、差益率を計算しておるわけでありませぬ。またバナナにつきましても、シーズンがございませぬので、上期と下期とは、差益率は、従来だいたい変わつておるわけでありませぬ。ただこれは、機械的に平均を出しておるような状況でありませぬ。そういう点もありませぬ。

て、現実の姿は、若干これと食い違ふことにならうかと思ひます。

○加藤(清)委員 私は、食い違つておるからいけないというのを言うておるのではありません。これは、何も実行された予算ではなく、これからの予算でございませぬから、不正があるとか、不正を見込んだらどうか、そういう気持で、ついておるのではありません。ただ、私の承わりたいのは、今、局長もおっしゃいましたように、バナナは昭和三十三年におきましては、上期が五億九千何がし、下期が十億五千何がしで、三十二年だけで十六億四千九百九十七万円程度あるはずでありませぬ。四百五十万ドルは變つていないはずでありませぬ。しかも、これは台湾バナナだけの話でございませぬ。広東バナナを加えますと、バナナだけで大体二十億程度のものが予想されるわけでありませぬ。しかも、そのバナナの差益率が、今年度はふえておるはずでありませぬ。何%にふえましたか。バナナは去年は七三・二%でした。こ

とはふえたはずであります。

○松尾(泰)政府委員 バナナの三十二年上期は、先ほど申し上げましたように七三・二%。ところが下期の割当は一一・七・六%であります。金額は同じでございませぬので、全体を平均しますと九五・〇%程度になると思ひます。ただ、先ほど申しましたように、ちょうど今が下期でありまして、今割り当てをするものは、これからの四月、五月、六月、七月、八月、九月に大体入つてございませぬので、内地のバナナの相場が、一番高いときに入つてくるものでありませぬ。従ひまして、大

まして、シブ価格の七ドル五十を基礎に置いて、そういうパーセントをばじいたのでありませぬ。ところが、上期におきましては、上期に割り当てたものが、大休冬じゅうに入りませぬ。従来の相場でございますと、浜相場は比較的低いものでありませぬ。そのときは、たしか五千五百円くらいの浜相場を予定いたしました。それからシブ価格との間の比率を出したのが、先ほど申しましたように七三・二%、こうなつておるわけでありませぬ。ことしものを平均しますと、三十一年度の平均が、たしか一〇六%だつたようでありませぬから、かなりの引き下げになつておると思ひます。

○加藤(清)委員 去年の七三%よりも、今度設定された方が、確かに高い。そこが聞きたい。高くなつたか、安くなつたかというところが聞きたい。高くなつたでございませぬ。私が、なぜこういうことを聞かなければならぬかと申しますと、私は、いなか回りをやつております。そうすると、学校の先生が、私にこういうことを言いました。子供が病氣になつた。どうせこれは命がないということがわかつた。その折りに親が、なんぞ食べたいものはないかと聞いた。そうしたら、せめてバナナが食べたい、こう言つた。ところがそのバナナは入手することが非常に困難で、名古屋まで出るのに十里もあるところなんです。とてもじゃないが自動車賃もない。ついにその子供にこれを食べさせることができなかった。こういう実情を私は聞いてございませぬ。バナナがたくさんに入ると、あるいは安く入つた場合には、日本の農産物にある程度の悪影響のあることは、私も承知して

おります。しかしながら、台湾においては一本せいせい一円七、八十銭から、最高のときでも二円八十銭程度。広東バナナは、一本一円五十銭から一円程度。これが日本へ参りますと、とんに一本三十円。うそじやございませぬ。この食堂で食べてもらいなさい、一本五十円もとりませぬ。なぜそんなに高くしなければならぬのか。この結果は、消費者が高いバナナを食わされるのみならず、台湾側に言わせると、あんなに高く売るのであるから、もっと高くしたっていいじゃないか、こういう結果になり、ますます高く買われる結果が生じてきているのでございませぬ。私は、この点、非常に遺憾に思います。従って、差益はなるべく少いほどいいじゃないか。ところが、先年、これは特に大臣に承わっておきたいのですが、人頭割りというところのいい精神でもって、この外貨が割当されました。これはあまねく広く農村地帯の方々、いなかの地方にも、安く分けてあげたいからという精神のようであつた。しかし、頭金四百五十万ドルときまつておきますところのバナナの外貨を、数多いインポーターに割り当てる結果は、一人当たりが百か二百かかというところも出て参りました。そういう人が、台湾まで買いにいけるはずがございませぬ。その結果、このアロケーションを買集める連中が出て参ります。買集めて、それでもって、自分で買いにいければよろしうございませぬが、それが普通輸入しておられますところへ売り込む。結局、アロケーションを、さやをつけて買った。その結果は、ますます消費者に対して高いバナナを食わせなければ

ばならぬ。結局、いなかの子供は、そのおかげでよけいに高くなるから、修学旅行のときでさえも食べられない、こういう結果が生じてきておる。これに対して、大臣は、今後どう考えていくか。すでに全芭蕉事件の折りにも、この問題については、再三申し上げましたにもかかわらず、なほ人頭割とかどうとかいつて、政府が禁止しておるところのアロケーション売買が、公然行われるような制度をとつておられるようではございませぬ。制度がどうあるとどうあると、ただ消費者に対して安く提供するという精神が、途中で没却されることを、私はまことに遺憾に思うわけでございませぬ。大臣、いかがでありませうか。

○前尾國務大臣 バナナの割当につきましては、いろいろ御意見があるのではありません。全く理想的な形はないために、国会におきましても、いろいろ両方の意見があります。最も調和のいいような線をねらつて、そういうような割当をやつておるのであります。結局、非常にいいやり方がないというところから、起つておると思ひます。それにつきましても、できるだけ一番やさそうな方法をという事で、皆さんの御意見をいろいろ聞いてやつておるわけでございませぬ。さらにまた、差益の問題につきましても、たくさん入れれば、おそろくもつと下るでありまして、それが、現在の日本の状況としましては、そういうわけにも参りませぬ。従つて、需要供給の關係で高くなつた。その差額を、あまりもうけ過ぎじやないかという意味で、別に差益をとつたから値が上がる、こういうようなつもりでやつておるわけじやない

で、その点につきましても、結局、現状におきましては、豊富にどんどん入れるというわけにいかぬこと、また割当の理想的な方式がないために、起つてくる現象でありまして、われわれとして、極力、そのうちでもいい方法とすることをやつておるつもりではないのではありません。その点は、もう十分御承知のことと思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

○加藤清委員 満足できません。いろいろな意見があるから、それによつておる。こういうことであれば、水谷委員が本会議で申しました通り、お宅の方の予算の編成の方針は、圧力団体にはまことにサービスをよくし、そうでないものにはまことに緊縮でいく、あの言葉が、全く当てはまる。私は、あれはある程度はつたりはあるかもしらぬと思つたが、はしなくもあなたはそのことを裏づけた。それでよろしうございませぬか。問題は、あの意見があり、この意見があるから、その中庸をとつたというお言葉でございませぬ。なるほど、それはごもつともでございませぬ。しかし、その意見の内容たるものが、自己の利益をより多くするために言われておることであるか、あるいは、ほんとうに国民のために言われておる問題であるかの識別が、私は、当然あなただつたらできるはずです。それができずに、言われたからこつと自主性が過ぎる。それだつたら、私がこれからわあわあ言いますから、私の言う通りにしますか。あいに、私が実力がないから、いけないと、こういうことになりませぬ。

う。私が岸系であるとか、あるいは河野系であるというなら、その言うこととは聞く、野党の言うことは聞かない。同じ与党でも、勢力の少ない村からの言葉は案外聞かない、こういうことであるならば、何をか言わんやであります。私は、そういう大臣は、資格喪失者と認めざるを得ないのであります。

○前尾國務大臣 私は、何も利益なり方の關係によつてやつておるわけではないのであります。もつともな理由については、耳を傾けるべきです。その両者のいろいろな御意見は、確かに理由のある点については、何も力とか利益とか、そんなことを考えずにやつていかなければなりません。もつともな両者の意見があるという場合に、それを加味して考えていく、これはもう当然のことだと思ひます。その点は、十分御了承願ひたいと思ひます。

○加藤清委員 そうお答え願へれば、私も納得をいたします。さて、本件に關しては、あなたは、いずれの意見が正しいとお考えでございませうか。

○前尾國務大臣 広く分けなければならぬという御意見、また従来のいろいろな実績その他についての考えも、入れていかなければなりません。これは両方の意見のあるところを調整しながらやつていくというのが、当然だと思ひます。

○加藤清委員 広く分けると言つても、数量が無制限のものならば、数多くの人に分けたら、それが経済的に成り立つ経済単位というものになるでございませう。ところが、頭が四百五十万ドルときまつておるわけでございませぬ。それを数多く分けた場合には、経済的に成り立ちませぬから、必然的に、ここにその権利を売買するという行為が行われるのは当然でございませぬ。さすれば、本省の歓迎しないところのアロケーション売買ということが行われる。それには、差益がつくわけでございませぬ。物にたとえれば、映画館の切符を、窓口で買えば定価通りにはいれる。ところが、アローカーがそこに存在して、それから買つたおかげで、三割なり五割、余分に払わなければならぬ。こういう結果が生じたと同じこととございませぬ。そのことは、やがてインポーターが、自分にしわ寄せればけつこうでございませぬ。ところが、商売は、決して自分にはしわ寄せませぬ。必ずそのことは、消費者の方へ向けていくのでございませぬ。消費者は、必然的に高いものを買わなければならない。いわば、消費者は、やみ切符を買つて映画館へ入つた、これと同じでございませぬ。少くとも學童とか学校の生徒とかいうものには、割引をして映画を見せるのが目下の流行だ。それが当然の精神だと私は思つておる。それに余分な重荷を背負わされて映画を見なければならぬというようなことが、はつきりわかっていることを、なぜあえて大臣がしなければならぬのか、こういうことがお尋ねしたいのです。幸い、大臣は、正しきにつくとおっしゃつたのだから、もう私はそれでけつこうでございませぬ。だから、あなたは、いづれが正しいとお考えになりますかということをお聞いおるわけでございませぬ。こんなものは、カントの理論でもなければ何でもない、アウフヘーベンせんでも

いいですから、そのものずばりと答えて下さい。

○前尾国務大臣 権利の売買が行われるようなことは、私は感心いたしません。とにかく、何としてもそれを押えていく方法を考えていかなければなりません。ただ、先般やりましたやり方については、いろいろな意見もありまして、その意見ももっともだというので、調和をはかって実際にやってみたらどうかということ、出発したのであります。今後、それについてのやり方については、なお、常に検討しておしやるように、最も正しい方法でいくべきだ、かように考えております。

○加藤(清)委員 けっこうです。それでは、もう一つ正しくやっていただきたいものがありますので、それをお尋ねして、きょうの終りにいたしたいと存じます。

先ほど、腕時計の外貨割当の話を、通商局長から聞いたのでございますが、去年は上期が五十万ドル、下期もそれに似たものをごさいました。本年度は、どの程度になさる御予定でございませうか。

○松尾(泰)政府委員 本年度外貨予算としては、まだはつきりきめてはいないものであります。一応特定物資の特別会計の収支予算におきましては、上期・下期合せて百万ドルというふうに予定をしております。

○加藤(清)委員 その差益は、何ほどでございますか。

○松尾(泰)政府委員 今の予定では、この差益の半額が三十四年度にずれますので、三十三年度においては、三千六百万円の差益を予定しておるわけ

あります。○加藤(清)委員 パーセンテージが聞きたいのですが……。

○松尾(泰)政府委員 差益率は、この予算案においては三五%ということになっておるのであります。先ほど御説明申し上げましたように、三八%——これは現在実施している率でございしますが、その程度は踏襲すべきものではなからうかというふうに考えております。

○加藤(清)委員 年間百万ドルと申しますと、一個十ドル単位として、個数にして十万個でございますね。そうすると、ここに重大な問題が惹起して参ります。と申しますのは、腕時計に關しては、常に日本の需要と供給のバランスがとれておりません。生産が少くて、需要が多いのであります。そこへわずか十万個の輸入が行われた程度でございまして、ここに年間を通じて百万個くらいの不足が生じて参ります。ほんとうは、ここでずつと計算を發表したいのでございまして、時間も、時間がないので簡単に端折りますが、そこで、私は、香港からの腕時計の対日不

正規輸出量の推定資料を、香港政府の調査に基いて申し上げますと、大へんなことでは、五三年には九十一万個、五四年には約百万個、五五年にちよつと減つて八十二万個、五六年には百十八万個、五七年には百三十三万個、かようにふえておるのでございます。五七年における不正規輸入の時計を、金額に見積りますと、十五億余になるわけでございます。このことは、常に税関等で少々あげられております。一つの船だけでも、一方個余のやみ輸入を行なつた事件もございまして、しかし、

これなどは、発見された中のほんの氷山の一角でございます。なぜ、そのようなことが行われるであらうか。これは需要と供給の関係のみならず、正規輸入された場合に、三度に二度つかまつても、なお、うまみがある。こういう結果から、生じているのでございまして、何度これを規制しようかと、何度これを没取しようかと、一向にその跡が絶えないのでございまして、これに對して、大蔵省としては、どのような防

止対策を講じていらつしやいますか。また通産省としては、どのような対策を講じていらつしやいますか。

○稲益説明員 実は、私、為替局の方でございまして、ちよつと所管が違ひますので、的確な答えは申し上げかねるのであります。実は主税局税関部で、そういう対策をやっているわけでございます。お説のように、確かに供給が少い、あるいは価格が高い、そのためにもうけが多いところから、密輸の問題が起ることは、当然考

えられるわけでありまして、ただ、何と申しましても、密輸が多いから貴重な外貨を使うというよりは、通産当局としても、あとでお話があるかと思ひますが、外貨予算編成上、さうにも参らない。私、承知しております限りでお答えいたしますと、大蔵省といいたしましては、外貨予算の編成は、各実施ごとの一応のめどがあるわけでございます。これは、通産省等でもさうであります。これは、私どもとしましては、その結果、外貨の輸入が少いということから起ります密輸というやうなものに對しましては、別途に消費制度その他

の対策を講じて、極力防止して参

る、かような考えでやっております。○松尾(泰)政府委員 実は時計の輸入量でございますが、率直に申しまして、密輸の問題もさることながら、われわれといたしましては、外貨の有効利用という点から、不急不要物資は、できるだけ押える考え方を、従来とつてきておるのであります。国内産業との関係もにらみ合せて、先ほど申し上げましたような金額になつてい

るのであります。○松尾(泰)政府委員 先ほど申し上げましたように、密輸を誘発しているかどうかについては、いま一つ輸入税なり物品税も、あわせ考えなくてはならぬのでありまして、現在輸入税は三〇%、物品税はそれに加算したものに對して一〇%ということ、四、五〇%になつてい

るのではないかと申すのであります。その上差益の三七、八%がかかるわけでありまして、従いまして、この密輸という心理は、差益というよりも、輸入税、物品税、そのものを、まるまる密輸をするわけでありまして、これは取締り当局にできるだけお願ひするほか、今の密輸分を全部正規の輸入でと

いうことになりまして、これは時計の輸入に、えらい外貨を必要とする格好になりますので、それは参らぬかと申すのであります。やはり、取り締りを厳重にすると同時に、あまりにも外国時計に対するあこがれの心理というものを、一般大衆にも考えて

いただかなければならぬと思ひますが、われわれといたしましては、

い外貨ではございますが、やはり少くらしい増加するやうな方向で考えてみたいというふうな考えでおります。

○加藤(清)委員 國産愛用と國産奨励の問題については、また別の局長にお尋ねをするとして、このたびは、主として輸出の問題にしようとお尋ねをしていまして、

いずれにいたしまして、年間の生産は、内地においては三十万個程度、今度も、高野精密がふえたといつた

も、これは年間四万個程度です。それに十萬個正規輸入したとしても、五十万個には達しない。需要は、百万個以上でございます。特に大臣、こしばらくラジオを聞いておつてごらん下さい。何と言ふかという、この間うち、おもしろいことを言ふですよ。入

学、御卒業のお祝ひにはぜひ腕時計を、ラジオが言う、雑誌が言う、新聞が言う。映画館に入つてもまた時計の宣伝をやつておる。あれほど宣伝をされたのは無理もない。親ともなれば、せつかく大学に入學した。だから時計の一個ぐらゐは、ということになつてくるので、需要はますますふえ

る。と同時に、私は時計を必要とする数量、それからまた自動車を必要とする数量というものは、その國の文化のある程度のパロメーターだと思ふ。今や時計というものは、裝飾品でなくして、必需品になつてきておる。特に勤め人は、これがなくてはその日が暮せないほど、からだの一部分になつてしまつておるのです。こういうものが、内地

も満たない。しかも、それを補うに當つて入れます時計は、ほとんどその需要の一〇%にもならない。そこへ持つて

て入れます時計は、ほとんどその需要の一〇%にもならない。そこへ持つて

て入れます時計は、ほとんどその需要の一〇%にもならない。そこへ持つて

て入れます時計は、ほとんどその需要の一〇%にもならない。そこへ持つて

きて、それは大蔵省のお情によつて、原価の二倍以上の価格になる。こういうものから、やみ屋としては、こんなことを見捨てておくはずはございません。香港でさばかれるものは、ほとんど東洋向けというところに相なっておりますが、その約九〇％はこちらへ向けられる。今の香港政府の発表では、七〇％どまりということになっておりますけれども、実際はそれ以上来ています。というのが、消息通のなごめるところでありませぬ。なぜ、私はこんなことを言わなければならぬかというところ、これが近ごろは農村へ回つてくる、工場へ回つてくる。街頭売りが行われな

ので、工場、会社、官庁の中へ入つてくる。通産大臣、通産省のあの時計売場をやみ時計が売られておつたことを、あなたは御存じですか。裏をひっくり返してみれば、ひまはないでしょう。私はひま人ですから、ときどき見に行くのですけれども、東京においては、もうこのことが方々で起つておる。それがどうかというところ、何かま

るで労働組合がそれを扱つたかのごとき印象を与え、それはやがて消費生活協同組合が、しろうとでもつてそれをやるからいけないのだということ、消費生活協同組合や購買会を征伐するところの法律案を、通産大臣はぬけぬけと出してきておる、めぐりめぐつてこういう悪影響まで及ぼしてきておる次第でございますが、大臣、ここらあたりで、一つ、そのやみ退治の腹案なりとも、お示しを願いたいのであります。

○前尾國務大臣 たいま各局長から御答弁申上げましたように、結局において、そのもとを絶つという意味において、国内の増産をはかる。また輸入も、乏しいながらも極力入れる。こういうことが一番の方法で、それ以外に、なかなか強制力だけではいかぬと思ひます。ただ、御承知のような外貨事情でありますから、そうまいこと多量に入れるというわけには参りませぬ。できるだけその間の事情を考へながら、外貨予算の編成を考へる、こういう面で、ただいまのところはやむを得ないと思ひます。また国内産を極力増産させるということも、努力いたしたいと思ひます。

○加藤(清)委員 この点は、さしあたりは、外貨の操作と差益の操作でございます。外貨をどの程度ふやすか、差益をどの程度減らすか、この二点だと思ひます。通産局長及び大蔵省において、これをせむ慎重に御検討いただきたいのでございます。少数の者から苛酷にとるおかげで、当然と心得るものが、別途やみ輸入という姿において、国家の収入が全然とれないという不合理が行われておるわけでございます。この点、よく御考慮に入れていただきます。至急具体策を練つていただきたい。私は、今国会が終る前に、もう一度この質問をいたします。

○前尾國務大臣 たいま各局長から御答弁申上げましたように、結局において、そのもとを絶つという意味において、国内の増産をはかる。また輸入も、乏しいながらも極力入れる。こういうことが一番の方法で、それ以外に、なかなか強制力だけではいかぬと思ひます。ただ、御承知のような外貨事情でありますから、そうまいこと多量に入れるというわけには参りませぬ。できるだけその間の事情を考へながら、外貨予算の編成を考へる、こういう面で、ただいまのところはやむを得ないと思ひます。また国内産を極力増産させるということも、努力いたしたいと思ひます。

くになるとか、少々映像が薄くなるで事足りるわけですね。ところが時計に限つては、時間がおくれてしまふというのがあります。どうしてか、流れている電気が質が悪くて、コンスタントでないという証拠なものです。従つて、日本では、乾電池時計しか使われていない。私はこれを実験するために、アメリカからベナラスという交流時計を見本として参りまして、テストしてみました。悲しいことにサイクルがアメリカと東京とは違つております。幸いに関西は六十キロサイクルで、アメリカと同じでありますので、これを郷里に持つて参りまして学校に寄付してみました。一月たたぬうちに、校長先生が私のところに怒つて参りました。先生、寄付してくれたいとはいへませんが、あの時計はよくないけれども、どうにもなりません、こういうことです。その人みならず、社会党のみなさん貧乏人に寄付してもらえば、時計がおくれるのは当りまえだ、あれはくずを買つてきたのだ、こういうことで私はずいぶん非難攻撃を受けたわけでございます。そこで、これは証拠を見せなければならぬというので、時計屋を呼んで調査をさせました。ところが、小さい町の時計屋では、私にはわからないと言つて、そこで、名古屋の専門の時計屋を呼んで調べてみましたところ、時計は、どこにも悪いところはないと言つて、もし時計が悪いというならば、商法五百二十六条によつて、ベナラスに賠償請求をやらうと思つて、ベナラスに参りまして、あにはからんや、流れてくる電気が悪いということがわかつた。そこで、ちょうど横井さんもいらつしたわけでございます。

して、やはり名古屋の方でございますから、なんでございませぬが、電気もやはり通産省の仕事でございます。低廉にして豊富かつ質のよい電気が流れることに御努力いたたくと同時に、世界と歩調をそろえて、せめてラジオ、テレビと同じように、交流で時計が動くようにすれば、これこそ文化的にもほんとうに進んだ国といわれますし、なおかつ、経済的に非常に格安にいき、国民もまた非常に感謝する、こういうことに相なるわけでございますが、一つ大臣、これについての御所見を承わりたい。

○前尾國務大臣 電気につきましても、御承知のように、低廉豊富な、しかも質のよい電気の供給をするようにしなければ、非常にけつこうなのであります。しかし、これは一朝一夕にできるわけではなく、御存じのように、五カ年計画というものを作つて、漸を追つてやつていく。それにつきましても、開発をしていかねばならぬわけでありませぬが、それも御承知のように、あまり金を使いますと、今度はインフレになるというので、おしかりをこうむるわけでありまして、その間、漸進的ではあります。将来に御期待に沿うような方法で、一歩々々電源の開発をやつていく。それにつきましても、もちろん国内だけの金ではいきませぬ。外国からの資本も借りてやらうということ、あらゆる努力はいたしております。が、何しろ御承知のような日本の事情でありますから、一朝一夕にはんとすうい御期待に沿うところまでは参りませぬ。しかし、たゆまずやつておるわけでありませぬ。(加藤(清)委員「もうあれから三年たつ」と呼ぶ)三年たちま

しても、なかなか今度は需用がふえて参りますので、需用がそのままでおつてくれましたら、非常によくなつてきておるはずであります。需用の方もふえて、さらにそれを乗り越えてふやしていかねばならぬ、こういう困難な問題に突き當つております。しかし、さようなことを言つておるわけにも参りませぬので、極力やりたいと思ひます。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十八日午前十時十五分より開会する予定であります。これにて散会いたします。

午後一時三分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十三年三月十八日印刷
昭和三十三年三月十九日発行